

吹田市立青少年クリエイティブセンター体育館空調賃貸借業務

仕様書

1 履行場所

名 称：吹田市立青少年クリエイティブセンター 体育館
住 所：大阪府吹田市岸部中1丁目16番1号
建物概要：昭和56年竣工 鉄筋コンクリート造 平屋建一部2階屋根鉄骨
延床面積：1,274.19㎡

2 リース機器

ぐっぴーバズーカ 一体型セット【ES-IS112RS】(株式会社イーズ製) 6台

- ・電源 3Φ200V
- ・能力(暖房) 11.2kw
- ・能力(冷房) 10.0kw
- ・風量 (強83、定格57 m³/min)
- ・外形寸法 (H1575 W1092 D1182 mm)
- ・製品重量(kg) 220kg

※必要な動力の電気設備工事を実施すること。

※電源コード10m+プラグ(三相200V30A、接地極付き引掛け型WF8430)を用意すること。

※ドレン水の排水処理方法を計画すること。

※ 三相200V設置極付き引掛け型30A受け側コンセント
(参考品番 WK2430、WA5439)を用意すること。

可変風向ガイド【KBOP-GV01B】(株式会社イーズ製) 6台

フィルターセット【ES-BZF22E】(株式会社イーズ製) 6台

一体型セット用折畳み防護ネット【IS-OB10】(株式会社イーズ製) 6台

3 リース期間

令和8年1月1日から令和12年12月31日まで(5年間 計60か月)

※機器の設置及び電気設備工事完了期限は、令和7年12月26日(金)とする。

※リース期間終了後は全て無償譲渡とする。

4 業務内容

本業務は、受注者が、空調機器の設置及び電気設備の設計業務、設置工事業務、工事監理業務を行った後、速やかに市に引渡し、業務期間中は事業者が維持管理業務を行うこととする。

5 支払方法

賃貸借金額を令和8年1月から令和12年12月の60か月で割った金額を3か月ごとに支払う。

請求時には、リース機器及び電気設備の状態をチェックして報告書を提出する。

6 許認可等

本業務に係る関係法規・条例及び規則等を遵守すること。

また、許認可・手続・検査等に関する費用の一切は、受注者の負担とする。

7 電気設備工事設計

リース機器に係る電気設備工事設計は、受注者の負担において発注者の指示に従い実施すること。

8 リース機器の不具合及び保守

リース機器及び電気設備に関する不具合及び異常が認められた場合は、受注者の責任を持って、補修又は取替えをすること。なお、使用中に天災及び火災等で破損した場合は、直ちに受注者の責任を持って、復旧に努めること。

9 リース機器の所有

リース物件は全て受注者の所有物とすること。転貸は認めない。

10 一般注意事項

(1)発注者への説明と承諾

受注者は設置工事に先立って、受注者の機器及び電気設備仕様等が発注仕様書等の内容に適していることを説明するため、契約後速やかに下記図面等を提出し承諾を得なければならない。

- ・ 配置計画図
- ・ 電気設備計画図
- ・ 工事工程表 各2部

(2)発生材の処理

発生材を搬出する場合は、関係法令などに従い適切に処理すること。なお、処理は産

業廃棄物処理の許可を受けた業者とし、産業廃棄物はマニフェストにより適正に処理されていることを確認するとともに、その写しを発注者に提出すること。

- ・工事副産物の発生の抑制、適正処理、再利用の促進等を図るため、再生資源利用（促進）（計画・実施）書を入力システムにより作成し、発注者に提出のこと。
- ・工事に伴う産業廃棄物は、所定の手続を行い設置工事すること。なお、費用は全て受注者負担とする。

(3)工事写真・完成写真

各工事の設置工事段階について漏れなく撮影のこと。写真はA4版工事写真帳に貼付し、撮影場所を記入の上、提出のこと。

- ・着工前
- ・完成時 サービス版（カラー）1部 （現像写真及びデータの両方）

(4)機器完成図、電気設備図

完成後、発注者の指示に従い機器完成図、電気設備図を作成の上、下記のとおり提出すること。

縮小版二つ折黒文字製本	機器完成図	2冊
	電気設備図	2冊
図面データ（CD-R等）	○JWW ○SXF（又はDXF） ○PDF ○その他任意のCAD形式 ○JPEG若しくはTIFF	

(5)工事中の安全管理等

- ・工事設置工事に際しては関連法令を遵守し、誠実に設置工事すること。労働安全衛生法に基づき、労働の安全、衛生及び整理整頓、公害防止、周辺への配慮など、工事場所の安全管理に常に万全を期すること。
- ・工事用資材搬入路については、監督員、警察署、道路管理者及び発注者と十分に協議の上、実施すること。
- ・工事中は、受注者の現場責任者を常駐させること。「10 その他 4項」のとおり、交通誘導員を必要に応じて配置させること。主要資材搬入時など、特に工事車両の通行が増加する場合は、人数を追加して配置し、児童、生徒及び一般通行人の安全確保等安全管理を徹底すること。
- ・工事関係車両は、発注者と協議して駐車場所を決定すること。
- ・機器設置及び電気設備工事の作業時間は受注者、発注者と協議して定めることとする。
- ・撤去工事及び重機類の使用については、事前に発注者に通知すること。

- ・工事の際、排気ガス対策を講じること。
- ・工事中は、付近の環境及び風紀を保持し、防犯に協力すること。なお、必要に応じて夜間照明設備を設置すること。
- ・シンナー等については、工事現場・倉庫などで厳重に保管し、また、車両に搭載した状態で車両を離れる場合は、盗難防止措置を講じること。
- ・火気を使用する場合は、適切な消火設備・防炎シートなどを設けるとともに、取扱いには十分注意すること。
- ・敷地内、正門及び裏門前は禁煙を必ず徹底すること。

(6)作業跡整地

工事完成時には使用した敷地、施設等を現状復旧した後、返還すること。

(7)官公庁その他への手続

機器の設置及び工事の設置工事に必要な官公庁その他への手続は、遅延なく行うとともに、これに要する費用並びに原型復旧は受注者負担とする。

11 設備工事仕様

(1)電気設備工事

①動力設備

- ・新設動力盤を青少年クリエイティブセンター体育館に設置、空調設備までの配管配線工事一式

②その他

- ・盤類を屋外に設置する場合は、防水型・鍵付とすること。
- ・露出配線については、屋内外を問わず電線管等で保護を行うこと。
- ・室内露出配管は、第1種金属線びを使用すること。
- ・屋外露出配管は、厚鋼電線管と防水型プルボックス（SUS）を使用すること。
- ・全てエコ電線、エコケーブルを使用すること。
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事）に準拠すること。

(2)機械設備工事

空調設備

- ・体育館1階に空調機器を6台設置し、室内外機器間の冷媒管・渡り配線・ドレン管・リモコン等の取付け及び試運転調整を行う一切の工事とする。
- ・機器及び配管等については、メンテナンスが容易にできるように設置工事を行うこと。
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）「最新版」に準拠すること。

12 その他特記事項

- (1)建築使用材料（下地材、接着剤等を含む）については、原則として揮発性有機化合物（5物質）を含まないものとする。また、石綿を使用していないものとする。
- (2)建設敷地内の既存埋設設備配管等に注意すること。発注者の立会の下、現地調査を行うこと。
- (3)設置工事に際して、現状工作物等が支障になるものについては発注者と協議の上、処分、撤去し、若しくは現状に復するものとして、その費用は本業務に含むものとする。
- (4)電源ブレーカのトリップ値については、電気容量を計算の上、判断すること。

13 その他

- ・契約仕様書に記載がない事項及び疑義が生じたときは吹田市財務規則に定めるほか、発注者と受注者で協議により決定し、受注者は誠意をもって対応することとする。
- ・発注者と機器設置工事及び電気設備工事工程等について十分協議を行い、設置工事管理に努めること。
- ・受注者は、現場責任者を定めること。
- ・受注者は、委託業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- ・設置工事中は受注者の負担責任において、必要に応じて交通誘導員を配置する。なお、交通誘導員とは警備会社の警備員をいう。また、高所作業車、資材搬入トラック等の頻繁な作業時には、適宜、誘導員を増員すること。
- ・設置工事が原因と認められる家屋、道路、上下水道、ガス、電気、電話等に損傷が発生した場合には、最優先して修復及び復旧の措置を行うこと。
- ・個人的な緊急苦情の申入れについても誠意をもって速やかに協議の上、善処すること。
- ・発注者が必要であると認めるときは、この契約を解除することができる。この場合、契約解除に伴う賃貸借相当額を受注者に支払うものとする。賃貸借相当額の積算は、発注者と受注者で協議して定める。